

第5次広陵町総合計画及び第2次広陵町まち・ひと・
しごと創生総合戦略策定委託業務仕様書

広陵町企画部企画政策課

令和2年4月

第5次広陵町総合計画及び第2次広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略 策定委託業務仕様書

1 背景

当町では、第4次広陵町総合計画(以下「総合計画」という。)を平成24年度に、広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)を平成27年度に策定した。

現総合計画及び総合戦略は、令和3年度で計画期間が終了することから、次期総合計画及び総合戦略の策定については、少子高齢化対策や地域活性化の推進、協働のまちづくりなど、時代の潮流や当町を取り巻く環境の変化を見据えるとともに、当町の現在の地域課題や厳しい財政状況を十分に踏まえ、住民全員が「広陵町の将来像を共有」し、全ての主体の協働のもとでその実現を目指すものとする。なお、当町では令和元年7月に内閣府から「SDGs 未来都市」に選定されたこと、また、令和3年4月に「自治基本条例(仮称)」を施行予定であることから、これら政策に関係した持続可能なまちづくりを取り入れたいと考える。

2 目的

当町では、第5次広陵町総合計画及び第2次広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定(以下「計画策定」という。)に関し、包括的な計画策定業務を委託するため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。

計画策定過程において、前回策定時の手法を踏襲するのではなく、職員の政策形成能力を向上させることに主眼を置き、普段の業務において常に総合計画を意識し、施策展開できることを重視したいと考えている。また、住民及び職員の主体的な参加を促すとともに、より実効性のある計画策定を目的とする。

3 業務の概要及び提案の留意事項

(1) 第5次広陵町総合計画及び第2次広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定
総合計画及び総合戦略の開始は、令和4年4月からとする。

(2) 人口ビジョンの改訂

既存の人口ビジョンを踏襲しつつ、時点修正を加え、今期の総括的な評価を行うものとする。

(3) 業務スケジュール

計画策定期間は、令和2年6月から令和4年3月末日までの2箇年とする。なお、議会上程は令和4年3月議会を予定している。

(4) その他

計画策定過程において、職員の政策形成能力を向上させること、計画策定後も継続的に職員の政策形成能力向上ができる環境を作り出すことに主眼を置いているため、サポートする体制及び手法について重点的に提案すること。なお、提案に当たり、実現可能性について十分に留意すること。

4 委託業務名

第5次広陵町総合計画及び第2次広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委託業務(以下「本業務」という。)

5 業務委託期間

契約締結日の翌日から令和4年3月24日まで

6 事業主体

広陵町

7 実施業務について

(1) 計画策定について

ア 計画策定業務

(ア) 構成及び体系について

現在、既存の総合計画は、基本構想・基本計画・実施計画による構成で、総合戦略は、基本方針・基本目標・基本的方向・具体的事業となっているが、本業務においては、既存の構成にこだわらないこととし、提案による構成及び体系を採用する。

(イ) 計画策定過程支援業務

より実行性のある計画を策定するため、計画策定過程における職員の政策形成能力を向上させ、普段の業務において常に当計画を意識し、施策展開できる手法及びそのサポート体制について提案すること。併せて、住民及び職員の主体的な参加を促す手法についても提案すること。

(ウ) 住民アンケート等実施業務

町内在住の無作為抽出2,000人を予定しているが、より効果的な方法や抽出方法があれば提案すること。なお、徴集した住民アンケート等の意見の集約及び集約意見の当該計画への反映方法についても提案すること。

(エ) 審議会運営支援業務

外部有識者、町内各種団体及び公募住民による審議会を開催する。最低4回は実施すること。審議会の人選、会議運営及び謝礼支払い等は町が行うが、資料作成及び議事録作成については受託者が実施すること。なお、より効果的な運営方法及び実施回数があれば提案すること。

(オ) 各種会議等の運営支援業務

(イ)の業務を進める中で、必要となる会議等に当業務の管理技術者となる者は必ず出席し、進捗管理を実施すること。併せて、会議資料、会議運営及び議事録の作成を実施すること。

※運営支援方法として、テレビ会議も可とするが、その場合、テレビ会議で実施する予定である会議等は明確にすること。

(カ) 情報公開業務

計画素案ができあがった段階で、パブリックコメントを予定しているが、住民向け周知方法等について、より効果的な方法がある場合は提案すること。併せて、実施時期についても提案すること。

(キ) その他

広陵町SDGs未来都市計画、広陵町自治基本条例(仮称)及びSociety5.0を総合計画及び戦略へ組み入れ、紐付け手法について提案すること。

イ 人口ビジョン改訂業務

現状の人口ビジョンを踏襲しつつ、時点修正を行い、「広陵町の将来人口」や「目指すべき将来の方向」について必要であれば改訂を行うこと。また、計画策定の根拠資料として活用できるよう、分析手法等について提案すること。

ウ 業務スケジュール

本業務は、契約締結日の翌日から令和4年の3月24日までの2箇年を予定しており長期の計画となることから、事業着手、中間報告及び成果報告等きめ細やかな業務スケジュールとなるよう提案すること。なお、提案については、実現性及び実効性のある計画とすること、また、当計画は、令和4年3月議会への上程を予定しているため、総合計画及び総合戦略については、令和3年12月までに完成となる計画とすること。なお、提出いただく業務スケジュールについては、令和2年度及び令和3年度に実施する事業を明確に分けたものを提出すること。

(2) 独自提案業務

前号に掲げる業務以外において、本業務を円滑かつ効率的に進めるための独自提案があれば提案すること。

8 秘密の保持

本業務において、個人情報の取扱いには、広陵町個人情報保護条例(平成17年3月広陵町条例第5号)等の関係法令を遵守するとともに、その管理には細心の注意を払い、適正に処理しなければならない。

9 打ち合わせ協議

本業務を円滑にかつ効率的に実施するため、着手時、中間(年度中2回及び年度末1回)、最終納品前の5回のほか、会議等の開催時には事前に協議打合せを行うこと。併せて、月1回の進捗管理報告は必ず行うこと。

10 成果品

- (1) 総合計画、総合戦略及び人口ビジョン(Ai データ、Word 及び PDF)
- (2) アンケート調査票及び分析書 一式(Excel 及び PDF)
- (3) 打合せ議事録等報告書 一式
- (4) 報告書の電子データ 1部(Word 及び PDF)
- (5) その他関連資料 一式

※令和2年度末に本業務に関する中間報告書(出来高)を提出(電子データ等を含む。)すること。

11 その他

- (1) 本委託業務に当たっては、管理技術者及び主任担当者を配置し、当町との連絡調整が円滑に実施できるよう、社内体制を整えること。
- (2) 冊子印刷製本及び冊子デザイン構成については、本委託業務には含まない。
- (3) 参考資料

参考資料名	URL
広陵町第4次総合計画 基本構想・前期基本計画	https://www.town.koryo.nara.jp/contents_detail.php?co=kak&frmlid=829
広陵町第4次総合計画 後期基本計画	https://www.town.koryo.nara.jp/contents_detail.php?co=tpc&frmlid=2404
広陵町まち・ひと・しごと創 生総合戦略	http://www.town.koryo.nara.jp/cmsfiles/contents/0000001/1701/senryaku.pdf
広陵町人口ビジョン	http://www.town.koryo.nara.jp/cmsfiles/contents/0000001/1701/bijon1.pdf
広陵町 SDG s 未来都市計画	http://www.town.koryo.nara.jp/cmsfiles/contents/0000003/3473/SDGskeikaku.pdf
広陵町自治基本条例(仮称) の取組状況	https://www.town.koryo.nara.jp/category_list.php?frmCd=7-22-0-0-0
第1次サウンディング	https://www.town.koryo.nara.jp/contents_detail.php?co=new&frmlid=3596
第2次サウンディング	http://www.town.koryo.nara.jp/contents_detail.php?co=new&frmlid=3711